

2025年3月14日

電気最終保障供給約款および離島等供給約款の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第20条第1項^{※1}に基づき「電気最終保障供給約款^{※2}」の変更届出を、同法第21条第1項^{※3}に基づき「離島等供給約款^{※4}」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

今回の主な変更内容については、以下のとおりです。

○主な変更内容

1. 災害時における特別措置の規定

国の審議会^{※5}において、災害時における特別な措置を電気最終保障供給約款および離島等供給約款に規定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

2. 料金メニューの見直し

離島等供給約款〔高圧用〕における蓄熱調整契約の「蓄熱ピークシフト割引」および「蓄熱ピーク調整割引」を廃止しました。

3. その他供給条件の見直し

業務運営の効率化を図る観点から、電気最終保障供給約款および離島等供給約款において、自然災害などの原因で一定時間以上の停電があった場合に実施していた電気料金の割引を廃止しました。また、離島等供給約款において、使用開始後1年未満でご契約を廃止される場合等の電気料金等の精算方法を変更しました。

○実施日

2025年4月1日より実施いたします。

- ※1 電気事業法第20条第1項（最終保障供給約款）
一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※2 高圧または特別高圧で供給を受けるお客さまが、万一、いずれの小売電気事業者とも電気の供給に係る契約が成立しなかった場合に、当社が供給する際の料金や、その他の供給条件を定めたもの。
- ※3 電気事業法第21条第1項（離島等供給約款）
一般送配電事業者は、離島等供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※4 当社供給エリアにおける離島（山形県飛島、新潟県佐渡島および粟島）のお客さまを対象に、当社が電気を供給する際の料金や、その他の供給条件を定めたもの。
- ※5 第72回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024年3月29日開催）

以上